慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究 ニーー〕白地手形による手形金請求を棄却する判決確定後に白地部分を補充して手形上の権利の存在を主張する ことの許否
Sub Title	
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.8 (1983. 8) ,p.118- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19830828-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

か)、株券の交付もこれら占有移転の各方式によつて行うことができており、当初の株券については、その作成が取締役会の席上でさており、当初の株券については、その作成が取締役会の席上での引渡(民一八三1)のほかに、方有移転の方式として民法は現実なかつたというのであるから、判旨のいうごとく増資分に ついては、なかつたというのであるから、判旨のいうごとく増資分に ついては、なかつたというのであるから、判旨のいうごとく増資分に ついては、なかつたというのであるから、判旨のいうごとく増資分に ついては、なかいたと解してよいたということであるが、この措置については、との決策が、株券の交付もこれら占有移転の各方式によつて行うことができており、当初の株券については、その作成が取締役会の席上でできており、当初の株券を引取らないでY会社に預けておくことの諒解が、株券の交付もこれら占有移転の各方式によつて行うことがである状態に対しておりませば、

ていたということができ、株券未発行を前提とするXの控訴審におる。したがつて、Xの有した株式の株券は、すでにX宛に発行される。したがつて、Xの有した株式の株券は、すでにX宛に発行される。したがつて、Xの有した株式の株券は、すでにX宛に発行される。したがつて、Xの有した株式の株券は、オでにX宛に発行される。したがつて、Xの有した株式の株券は、オとY会社との間に株券を含から、本件の問題の株券については、XとY会社との間に株券をあから、本件の問題の株券については、XとY会社との間に株券

(昭和五八年五月五日稿)

ける請求を斥けた判旨は正当である。

阪埜 光貝

最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 二一一

昭五七6 (最高民集三六巻)

充して手形上の権利の存在を主張することの許否白地手形による手形金請求を棄却する判決確定後に白地部分を補

訟を提起して敗訴しているという事情がある。即ち、Xは前訴においてYに対して本訴請求の手形について振出日白地のままで手形訴で手形金の支払いを求めて手形訴訟を提起した。ところがXは既に前訴X(原告・被控訴人・上告人)はY(被告・控訴人・被上告人)に対し約束手形金請求事件(昭五七・三・三○第三小法廷判決)

東手形金請求は右白地を補充した完成後の約束手形に基づくものである東手形金請求は右白地を補充したが、Xの訴訟代理人である弁護士により異識決を取り消してXの請求を棄却した。「前訴における約束手形金請求犯法を取り消してXの請求を棄却した。「前訴における約束手形金請求を認可する判決が下されたのでYが控訴した。控訴審は次の理由で手形判決を取り消してXの請求を棄却した。「前訴における約束手形金請求を認可する判決が下されたのでYが控訴した。控訴審は次の理由で手形判決を取り消してXの請求を棄却した。投訴審は不必要出したのが、Xの訴訟代理人である弁護士により異議で、白地手形では手形上の権利は行使しえないとの理由で請求棄却の判て、白地手形では手形上の権利は行使しえないとの理由で請求棄却の判

ないし同質性があり、右前訴と本訴は訴訟物を同じくするもの で あつ るものと解すべきである。)と右完成後の手形上の権利との間には連続性 有しており、白地手形は右の両者を合わせた法律上の地位を化体してい に白地の補充によつて完全な手形上の権利者となりうる法律上の地位を ところ、右白地手形上の権利(白地手形の所持人は、白地補充権ととも 右前訴判決の既判力は本訴に及ぶものというべきである。ところで

抵触しないというのが従前の判例・通説であつた等を理由に上告。最高 Xは前訴と後訴とでは訴訟物は異なるし、本件のような場合に既判力に に主張しえないものと解するのが相当である。」 の標準時後に白地補充権を行使し後訴において手形金債権の存在を有効

かつたため手形金請求を棄却された原告は、前訴判決の既判力によりそ

前に行使しえない特段の事情があれば格別、これを行使しえたのにしな 白地補充権を前訴判決の既判力の標準時(事実審の口頭弁論終結時)以 発生せしめりる権利であるから形成権の一種と解すべきであるが、この 白地補充権は、所持人において要件を補充して完全な手形として効力を

裁判所は次の理由で上告を棄却した。

異にするものではないといわなければならない。そして、手形の所持人 しており、これを行使したうえ手形金の請求をすることができたにもか において、前訴の事実審の最終の口頭弁論期日以前既に白地補充権を有 被告に対し手形金請求の訴え(以下「後訴」という。)を提起した場合に 至つたのち、その者が右白地部分を補充した手形に基づいて再度前訴の 形要件の欠缺を理由として請求棄却の判決を受け、右判決が確定するに て手形金請求の訴え(以下「前訴」とい う。)を提起したところ、右手 かわらず右期日までにこれを行使しなかつた場合には、右期日ののちに おいては、前訴と後訴とはその目的である権利または法律関係の存否を 「手形の所持人が、手形要件の一部を欠いたいわゆる白地手形に基づい

> の既判力によつて遮断され、許されないものと解するのが相当である。」 存在を主張することは、特段の事情の存在が認められない限り前訴判決 該手形の白地部分を補充しこれに基づき後訴を提起して手形上の権利の

問題とされ、注目されていた。本件判例はこのような状況において 来問題となつていない形成権をどのように扱うのかが判例の今後の いを異にするような道を開いたことになつたわけである。そこで従 権一般として論じられた問題が形成権ごとにその特性に応じて取扱 実質的に変更している。ここにおいて判例ではともすれば従来形成 権行使は許されないと判断して、許されるとしてきた大審院判例を で、既判力の基準時前に取消権が存在するならば基準時以後の取消 ついては最近の昭和五五年一〇月二三日民集三四巻五号七四七 場合でも基準時後の相殺権の行使を認めている。ところが取消権に 日民集一九巻三号五三九頁で既判力の基準時前に相殺適状にあつた 最高裁判所は既判力と相殺権については既に昭和四〇年四月二

第二に白地補充権と既判力については取消権と同じように基準時前 したものである。以下ではこの二点について検討してみる。 に存在していた白地補充権は基準時後にその行使を認めないと判断 訴訟の訴訟物について取り上げ両者の同一なることを明らかにし、 本件判例は第一に白地手形による訴訟の訴訟物と完成手形による

白地手形の白地補充権と既判力について判断したものである。

との関係について、原審は「連続性ないし同質性」を理由に同一で 一 白地未補充のまま訴求した前訴の訴訟物と補充した本件訴訟物

(一大〇五)

研 究 よる訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなけよる訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなけまる訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなけた。しかしては本件上告理由が引用するように(判例集五〇六頁以下)、同については本件上告理由が引用するように(判例集五〇六頁以下)、同については本件上告理由が引用するように(判例集五〇六頁以下)、同にすることによつて同一性が認められるのではない。しかし、これらの説については本件上告理由が引用するように(判例集五〇六頁以下)、同には単なる事実の違いに目を向けて、白地手形はそのままでは権利行は単なる事実の違いに目を向けて、白地手形による訴訟は完成手形には単なる事実の違いに目を向けて、白地手形による訴訟は完成手形には単なる事実の違いに目を向けて、白地手形による訴訟は完成手形にはる訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなけよる訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなけよる訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなけよる訴訟に異ならないという実質的な視点に欠けているといわなけまる。

国を判断する場合、法の予定した姿を基準にすべきであつて、いたは補充しない限り法律的には手形法上の権利は発生しないことが判め、通説によつて確立していることを挙げることができる。手形取例、通説によつて確立していることを挙げることができる。手形取例、通説によつて確立していることを挙げることができる。手形取例、通説によつて確立していることを挙げることができる。手形取例をする以上かようなことは知つておくべきであり、未補充のまま引をする以上かようなことは知つておくべきであり、未補充のまま引をする以上かようなことは知つておくべきであり、未補充のままいる。自地のままで現実には多く決済されていることを理由にことが判める場合、法の予定した姿を基準にすべきであつて、いたによる再度の訴えを遮断する場合、法の予定した姿を基準にすべきであつて、いたの場合に同情すべきであるとの見解もあろう。しかし本件の問題を判断する場合、法の予定した姿を基準にすべきであつて、いたによる再度の訴えを運動した。

までは主張しないであろう。要するに訴訟は事前に慎重に準備してまでは主張しないであろう。要するというものはとらえどころのないもするという場合にその現実の姿というものはとらえどころのないもかることも注目すべき点である。つまり一体、無効の主張と比してあることも注目すべき点である。つまり一体、無効の主張と比してあることも注目すべき点である。つまり一体、無効の主張と比してあることも注目すべき点である。つまり一体、無効の主張と比してあることも注目すべき点である。つまり一体、無効の主張と比してあることも注目すべきがある。からに未補充につきその訴訟手続内での補充は容易であることも注目すべきであるというとである。また現実の姿を重視問いそれを教済するという姿勢は問題である。もちろん無効の場合問いそれを教済するという姿勢は問題である。もちろん無効の場合問いそれを教済するというとである。もちろん無効の場合を表示では主張しないであろう。要するに訴訟は事前に慎重に準備してまでは主張しないであろう。要するに訴訟は事前に慎重に準備してまでは主張しないかと思う。当事情を考慮すべきであるというに表示されている白地手がある。

おくべきであるということではないかと思う。

じる不利益を認めて訴訟法上の要請を優先せしめても実体法秩序を 奪うことが妥当か否かということであり、私には本件のような白地 法の合理的制約ではないかと思う。 ことさら否定し、混乱させるものとは思えない。訴訟法による実体 手形の補充の問題については、未補充者に対してその訴訟により生

すべきであろうという説である。取消権の場合と異なり、被告の側 裁判ということで釈明権行使が十分期待できないことは要するに再 原告から奪うものであるとの見解があるが、彼は既に一回手形訴訟(19) 求棄却の類似性を強調する見解も考えられる。しかし、この場合は いう事情を考えるべきである。またこの問題と期限未到来による請い 扱う必要はないといわなければならない。既に述べたようにそもそ というレベルでみれば未補充手形を他の請求棄却事由と異なつて取 ある。しかし、ことは要するに手形金請求につき請求に理由がない(8) してきた後訴を認めないことはおかしいのではないかということで で特に不利益はないし、未補充を理由に請求を棄却しておいて補充 題は訴訟物の同一を前提とした上で、この場合の原告の事情を考慮 とによる立場についてはその理由がないことは既に二で述べた。問 説の当否を考えみてよう。前訴と後訴との訴訟物が異なるというこ を提起したという点に注目すべきである。また手形訴訟では迅速な た異議申立によつて補充すればよいというのでは手形訴訟の利用を も白地手形は訴訟では補充しなければならず、補充は簡単であると いつでも補充が簡単にできるという点で大いに異なるのである。ま 次に既判力による白地補充権の遮断を認めない説があるが、この

> 増長させ、同一訴訟物につき二度の手形訴訟を認めることになるの の過失というべきものを無視して彼を救済しようとする 立 なければならない。要するに既判力による遮断を認めない説は原告 問題把握の基準が異なるのであり、誰に問題があるのかをみきわめ 訴を認めたことと解すべきではないかという見解があるが、これも(1) る。これを一般論として肯定した場合には不注意な白地手形訴訟を

ではないかと思う。

う。しかし、信義則を利用して考える場合は当然なことであるが、(は) 再訴した点で遮断効が及ばない特別な場合と考えることもできよ 訴否定説になるように思えるのと、そもそも未補充者たる手形所持したものと高く評価しうるが、しかし、実際的かというと結局は再 ることもできようし、本来は既判力によつて遮断されるが、直ちに らが、一体どのようにこれを用いるかが問題である。 たとえば既判 知を基準とする説である。確かに、より実質的で公正な解決を目指 く何が信義に反し遮断を根拠づけるのかは人により異なると思うか よる異議取下にもかかわらず再訴したことが信義則に反すると解す 力による遮断は原則として認められないが、本件の場合に弁護士に いは信義則を利用して本件の場合を考えようとする説が考えられよ 人の利益を保護する姿勢には、前述の理由から賛成できない。ある 般的に補充後の再訴を認めるか否かの基準が不明確である。恐ら 折衷説として考えられるのは白地補充権についての原告の知・不 今後の白地未補充者の行動の指針を提供することにはなりえな

判 例 研

1二 (1大0七)

5

いであろう。

時)

以前に行使しえない特段の事情があれば格別」と述べている。

るし、かような特殊事例につき明確に把握できる基準なしに救済を **ま補充をしなかつた事例を取上げて一般論を構成するのは問題であ** の場合にそれほど大きな問題になるとは思えないのである。たまた くことでよいのではないかと思う。かように割切つたとしても多く ば基準時前に白地補充権があつたか否かということだけで決めてい 題はあろう。しかし、明確な一義的な基準、既ち、本件に即していえ 未補充者の事情を全く無視しているから具体的妥当性という点で問 ろう。その場合に政策的な判断も必要と思われる。この点で私見は「(エラ) 題である。いろいろな利益状況の総合的判断によることが必要であ かにこの問題は理論的に明快に一義的に決することは困難な問

い。もつとも取消権について私見とは異なる立場に立つならば(そ(エン) 五年の最高裁判例の判例批評で論じたことなのでここでは取上げな のことは通説・判例に反対するということであるが)、 じように扱うべしということである。取消権については前記昭和五 考える姿勢にも賛成できない。結論的には白地補充権は取消権と同 もつとも取消権について私見とは異なる立場に立つならば 取消権と同じであ

> の事情のないこと」を限定的な要件として付加している。 力で遮断されるとしている。つまり前記最判や原審と比べて「特段 なかつた場合」で「特段の事情の存在が認められな い 限り」、既判 たうえ手形金の請求をすることができたにもかかわらず……行使し これに対し、本件判例は「白地補充権を有しており、これを行使し

その意味はないと解すべきであると思う。即ち、弁済その他の事実この意味と評価であるが、前述の私見の立場からすればほとんど というよりも別の法理で問題を考えるのがベターではないかと憶測 具体的には考えられず、あつたとしてもこの特別の場合に該当する ついて特別な事情が問題にならない以上、白地補充権について問題 の報告的陳述と白地補充権は訴訟法的には同じものであり、前者に にする必要はないと思うからである。全くないとは断言できないが

以上二、三、 四の考察から判旨に賛成する。 する。

(1) この考えは本件について先例である大阪地判昭和四九年一〇月三〇 日判時七六四号八九頁も採用するところである。そもそもこの考えは白 照。上告理由が説くように時効の中断のための理論とも言え な く は 法判例百選(新版・増補)一六六頁以下、田辺康平・同二九二頁以下参 つである。この判例の意義や問題点については平出慶道・手 形 小 切 二日民集二〇巻九号一六七四頁、同昭和四五年一一月一一日民集二四 地手形による訴提起につき時効の中断を認めた最大判昭和四一年一一月 一二号一八七六頁について理論的な説明をするため主張された見解の一

果を主張できたのにこれをしなかつたのであるから」と述べ、原審

ところで前記取消権に関する判例は「取消権を行使し、その効

「この白地補充権を前訴の既判力の標準 時(事実審の口頭弁論終結

測可能性を弱めるように思えて、現在のところ賛成できない。 力であるが、基準が明確でなく訴訟での遮断効についての範囲の予 責任の有無および態様で問題を考えていくべきだとする説が今日有 なり遮断効の範囲について手続の過程を重視する近時の見解や提出 るといつても私見とは結論が全く反対になるであろう。なお既判力

- (2) 高見進・本件判例批評・判例評論二八八号一九四頁、伊藤瑩子・本 掲書は前訴の訴訟物を白地手形に基づく請求と解しても、新訴訟物理論 や旧訴訟物理論でもつて同一性を説くことは可能であることを論証して 原審判決)・判例タイムズ四一一号二二七頁等も同旨を説く。小林・前 阪地判)·金融商事判例四七七号三頁以下、小林秀夫·判例研究(前記 大阪地判)・ジュリスト六四一号一三○頁、渋谷光子・判例解説 件判例解説・ジュリスト七七三号八四頁、竹下守夫・判例研究(前記大
- (3) 本件は振出日白地であつたが、なぜかような白地手形がさかんに利 用されるのか、またそれについての学説、判例の対応については高田桂
- 4 伊藤·前掲書八五頁参照。

一・手形小切手法判例百選(新版・増補)一四二頁参照

- 5 高見·前掲書四一頁参照。
- 6 小林・前掲書一三三頁、渋谷・前掲書二二九頁参照
- 7 · 前掲書四二頁注26、渋谷 · 前掲書二二九頁参照
- 8 竹下・前掲書五頁、高見・前掲書四一頁参照。

9

高見・前掲書四二頁注23参照。

10 高見·前掲書四一頁参照。

 $\widehat{\mathfrak{U}}$

高見·前掲書四一頁参照。

- るということで基本的には折衷説と解すべきであろう(高見・前掲書四 不知を基準とするものではないが、総合的判断によつて個別的に考察す 渋谷·前掲書二二九頁参照。なお小林·前掲書一三二頁は単に知·
- 頁及び四二頁注29参照)。

13

高見·前掲書四一頁参照。

判例研究であるが、 高見・前掲書四一頁参照。小林・前掲書一三三頁は前記大阪地判の 前訴と後訴との間の期間を問題にしている。前訴と

判例

究

- (15) 渋谷·前掲書二二八頁、 後訴との間を問題とすると妥当な期間を決めるのは困難ではないかと思 高見・前掲書四一頁は本件についての利益
- 状況を詳しく分析している。 伊藤・前掲書八五頁は既判力の範囲を決める場合に政策的要素があ
- ることを指摘している。
- な判例研究がなされたかということについては塩崎勤・法曹時報三四巻 一〇号一八三頁注二に詳しい。 法学研究五四巻九号一二二頁以下。なおこの判例についてどのよう
- (1)) 高見・前掲書四三頁。取消権につき既判力の基準時後の行使を認め 六号一○六頁以下)、この問題についても積極的に解されるの ではない る中野教授は昭和五五年判例には反対の立場であり(民商法雑誌八四巻
- るような事例はほとんど考えられない旨を述べたことがある。 は前記拙稿法研五四巻九号一二五頁で取消権につき、消極説の例外とな 伊藤・前掲書八五頁、高見・前掲書四四頁も同趣旨を説く。なお私

坂原 正夫

(一大〇九)